



## 情報発信特別小委員会規約

2022年5月27日 第8回理事会承認

### (目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第11条により規定された「臨時委員会等」のうち「情報発信特別小委員会」（以下、「委員会」という）の組織・運営について定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討をおこない、必要な実施事項について理事会に提案するとともに、情報発信に関して理事会が決定した事項の実施について調整することを任務とする。

- (1) 本会の情報発信戦略の検討
- (2) 理事会主導で発信すべき情報コンテンツの検討
- (3) 学会誌、オンラインセミナー、動画配信、ホームページ、電子メール等による情報発信の連携に関する検討
- (4) 新たな情報発信手段の活用に関する検討
- (5) その他、理事会から指示のある事項

2 実施事項の提案にあたっては、必要に応じて、財政的措置、諸規定変更等の方策も含めて提案する。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

- (1) 副会長（委員）
- (2) 委員：企画担当理事・広報情報担当理事・部会等運営担当理事・編集担当理事・会員担当理事の中から若干名および事務局長
- (3) 特別委員：情報発信に関する知識・経験の活用および本会内の情報発信活動やニーズ把握等のために、主査が必要と認める若干名

2 委員会には、主査、副主査1名、幹事1名をおく。

3 事務局長は、本会事務局の職員を陪席させ、職員は意見を述べることができる。

4 主査が必要と認めたときは、委員会のメンバー以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。委員会のメンバー以外の理事から検討への参加の申し出があった場合も同様とする。

### (任期)

第4条 任期は1年間とし、委員就任後最初の定例総会までとする。ただし、再任は妨げない。

(主査)

第5条 主査は会長が指名する。

(副主査)

第6条 副主査は主査の指名による。

(幹事)

第7条 幹事は、主査が副主査と相談の上指名する。

(幹事会)

第8条 委員会の運営を円滑に進めるため幹事会をおくことができる。幹事会は、主査、副主査、幹事および互選により選出された委員若干名とする。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、主査が必要と認めるときに開催する。

(議事)

第10条 委員会は、特別委員を除く委員総数の過半数の出席により成立する。

- 2 委員会の審議事項は、委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会の円滑な決議および次回委員会までの必要事項を審議するため、別に定める電子メールによる審議をおこなうことができる。

(議事録)

第11条 委員会の議事録は、幹事が作成し、議案ならびに議事経過の概要、決議の主文等を記載して、委員会の承認を経て保存しなければならない。

(改定)

第12条 本規約の改定は、委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

#### 附則

- 1 2022年5月27日 第8回理事会制定、同日施行